



キビタキ(福島県鳥)

生活福祉資金 生活復興支援資金のお知らせ



トキ(新潟県鳥)

貸付対象者

東日本大震災により被災した低所得世帯(被災したことにより低所得世帯となった場合も含む。)の方を対象とします。また、平成 23 年 3 月 12 日に長野県北部で発生した地震により被災した低所得世帯も対象となります。

貸付内容

1 一時生活支援費

生活の復興の際に必要な当面の生活費について貸付を行います。

2 生活再建費

住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用の貸付を行います。

3 住宅補修費

住宅補修等に必要な費用の貸付を行います。



ガン(宮城県鳥)

種類	貸付上限額	据置期間	償還期間
一時生活支援費	(二人以上世帯) 月 20 万円以内 (単身世帯) 月 15 万円以内 貸付:6 月以内〔注〕	最終貸付日から 2 年以内	据置期間経過後 20 年以内
生活再建費	80 万円以内	貸付日(一時生活支援費とあわせて貸付けている場合は、一時生活支援費の最終貸付日)から 2 年以内	
住宅補修費	250 万円以内		

〔注〕貸付申込時において、り災証明書又は被災証明書の提出がない場合、貸付期間は 3 月以内。

貸付条件

連帯保証人：原則 1 名(ただし、連帯保証人を立てられなくても貸付可能な場合があります。)

貸付利子：無利子(連帯保証人が立てられない場合は年 1.5%)

据置期間：最終貸付の日から 2 年以内(2 年以内は無利子)

償還期間：据置期間経過後 20 年以内(金額に応じて設定)

※まずは、貸付対象となる世帯か確認が必要ですので窓口でご相談下さい。



キジ(岩手県鳥)

貸付時の必要書類

①本人確認ができる書類、②世帯の状況が明らかになる書類、③世帯の所得が分かる書類、④東日本大震災により被災したことが確認できる書類などが必要となります。詳細については窓口で確認をお願いいたします。

〔窓口・お問い合わせ先〕

上越市社会福祉協議会 地域福祉課 TEL025-526-1515

(上越市寺町 2-20-1・上越市福祉交流プラザ内)